令和5年11月10日建築局都市計画課

第 169 回横浜市都市計画審議会の開催について

1 日 時

令和5年11月17日(金) 午後1時開始

2 会 場

横浜市市会議事堂3階多目的室(WEB会議形式併用)

住所:横浜市中区本町6丁目50番地の10

3 審議案件の概要

別紙「第 169 回横浜市都市計画 審議会案件表」のとおり

4 会議の公開・非公開

会議は公開で行います。

5 傍聴者の定員

10 名 (現地傍聴)

6 傍聴の申込方法

(1) 現地傍聴

当日、午後 0 時から午後 0 時 30 分まで会場入口で受け付けします。 受付で傍聴整理券を受け取り、受付終了までそのままお待ちいただきます。 受付終了の時点で傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選を行います。定員に満 たない場合は、そのまま先着順に傍聴していただけます。

(2) WEB 傍聴

令和5年11月10日(金)午前10時から11月16日(木)午後5時までの間、横浜市電子申請システムで受け付けています。詳細については横浜市ホームページを御確認ください。 横浜市ホームページ

7 取材について

現地傍聴席とは別に記者席を御用意しますので、当日、直接会場までお越しいただき、会場入口の受付でお声かけください。

なお、会場内の写真撮影は、会議の冒頭(5分程度)までとなります。

横浜市都市計画審議会

都市計画法によりその権限に属せられた事項(政令市決定の都市計画)の審議を行うために市長の附属機関として設置されたものです。

根拠法令 都市計画法第77条の2第1項、第87条の2第11項



お問合せ先

建築局都市計画課長 正木 章子 Tel 045-671-2663

横浜市都市計画審議会委員名簿

令和5年11月17日予定

	氏 名	職業等	分野
	森地 茂	政策研究大学院大学教授	交通計画
	高見沢 実	横浜国立大学大学院教授	都市計画
	小泉 秀樹	東京大学大学院教授	都市計画
	齊藤 広子	横浜市立大学国際教養学部教授	不動産マネジメント
学 識	池邊 このみ	千葉大学グランドフェロー	環境デザイン
経験	石川 永子	横浜市立大学国際教養学部准教授	都市防災
のある者	橋本 美芽	東京都立大学大学院准教授	福 祉
る 者	坂倉 徹	横浜商工会議所副会頭	商工業
	柳下 健一	横浜農業協同組合代表理事組合長	農業
	杉原 光昭	神奈川県弁護士会	法 律
	岡田 日出則	公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会副会長	不動産
	大森 義則	一般社団法人横浜市建築士事務所協会理事	建築
	瀬之間 康浩	横浜市会議長	市議
	福島 直子	横浜市会副議長	市議
	横山 勇太朗	政策・総務・財政委員会委員長	市議
横	藤代 哲夫	国際・経済・港湾委員会委員長	市議
横 浜 市	坂井 太	市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会委員長	市議
会議員	山浦 英太	こども青少年・教育委員会委員長	市議
員	竹内 康洋	健康福祉・医療委員会委員長	市議
	磯部 圭太	温暖化対策・環境創造・資源循環委員会委員長	市議
	高橋 のりみ	建築・都市整備・道路委員会委員長	市議
	荻原 隆宏	水道・交通委員会委員長	市議
横住	古屋 文雄	自治会・町内会長	市民
浜市	大内 綾子	横浜のまちづくりに携わった経験のある者	市民
の民	田中 隆志	横浜のまちづくりに携わった経験のある者	市民
	藤原 徹平	横浜国立大学大学院准教授	建築
臨 時	小宮 美知代	横浜のまちづくりに携わった経験のある者	市民
	佐藤 陽	神奈川県警察本部交通部交通規制課長	

第169回横浜市都市計画審議会案件表

日 時 令和5年11月17日(金)午後1時開始 場 所 横浜市市会議事堂3階多目的室 (WEB会議形式併用)

■ 審議案件

1 都市計画案件

1 都	市計画案	件	
説明 区分	議題 番号	件名	内容
N. 4	1392	横浜国際港都建設計画 道路の変更	【3・3・27号国道1号線】(1392) 【3・5・26号戸塚線】(1393) 戸塚区戸塚町に位置する戸塚警察署交差 点においては、国道1号線と市道が平面で交 差しており、歩行者と自動車が錯綜する事故 が多く、交通面・安全面の観点を踏まえた対 策が必要です。
No. 1	1393	横浜国際港都建設計画 道路の変更	そのため、当該箇所の交差点形状を立体構造とし、国道1号線の区域を変更するとともに、国道1号線と3・4・7号柏尾戸塚線を連絡する街路として戸塚線を新たに追加することで、渋滞軽減と安全性の向上及び周辺交通の円滑化を図ります。
No. 2	1394	横浜国際港都建設計画都市高速鉄道の変更	【相模鉄道本線】 相模鉄道本線における連続立体交差事業は、令和4年3月に事業が完了しており、天 王町駅については、早期事業完了のため、平 成28年度時点で取得済であった用地でホームを整備しました。 現在のホーム形状においても、バリアフリー基準や土木施設実施基準(鉄道施設の基準)を満たしていること、また令和3年5月の改札口の新設により駅利用者の動線が分散したことなどから、現状のホーム形状に合わせて区域を変更します。
No. 3	1395	横浜国際港都建設計画 下水道の変更	【横浜公共下水道】 金沢水再生センターは、昭和41年に都市 計画決定され、平成7年に汚泥焼却灰の有 効利用の施設用地として、区域を拡張して います。 このたび、経済性や近年の脱炭素化に向 けた下水道事業の在り方の観点から、汚泥 の有効利用手法の見直しを行い、当該施設 用地が不要となったため、都市計画に定め る金沢水再生センターの区域を変更しま す。

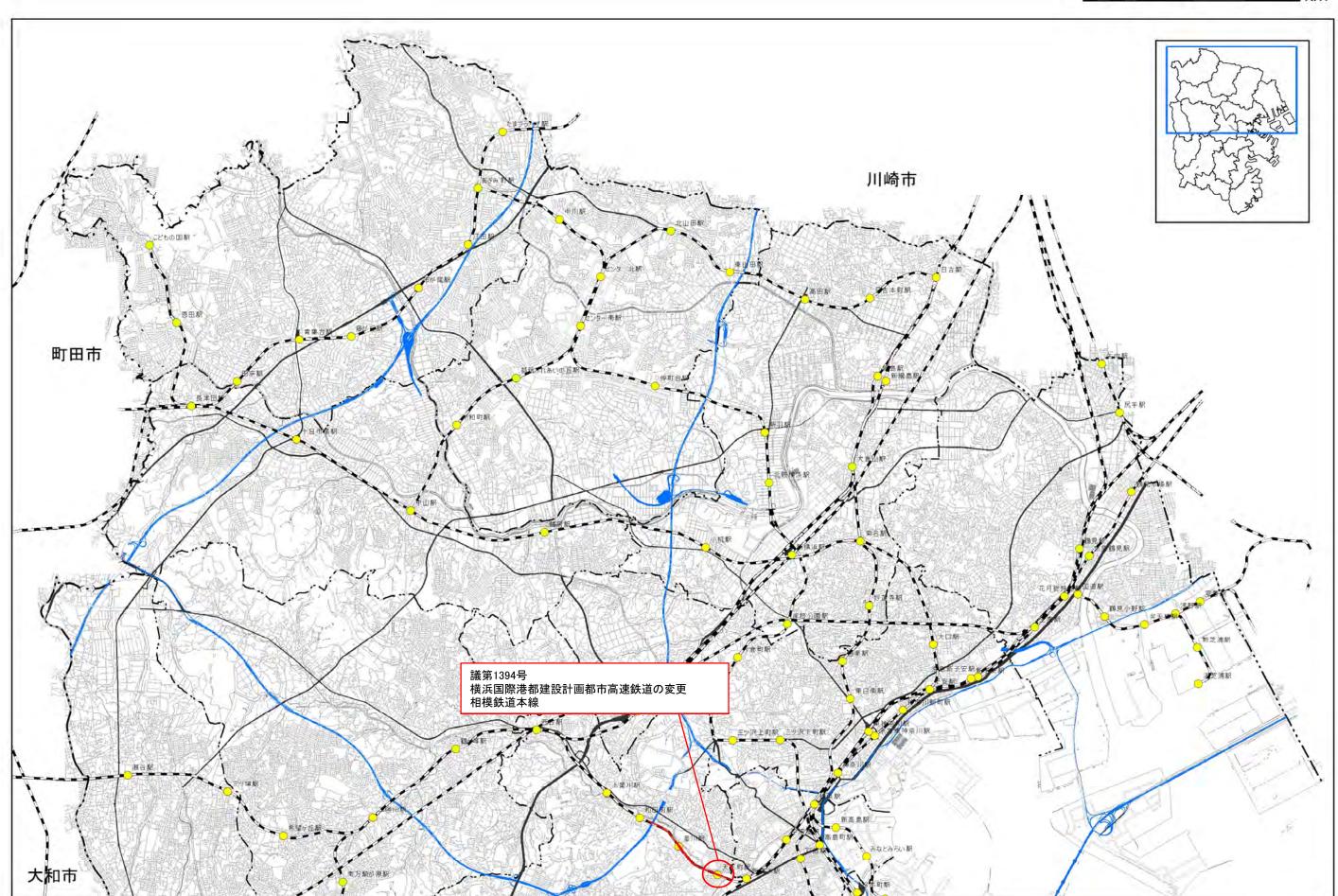
No. 4	1396	横浜国際港都建設計画 特別緑地保全地区の決定	【和泉町内林特別緑地保全地区】 本地区の周辺住宅地からの優れた風致景 観を保全するとともに、地域住民の健全な 生活環境を確保するため、都市緑地法に基 づく特別緑地保全地区を決定します。
No. 5	1397	横浜国際港都建設計画 生産緑地地区の変更	農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地を計画的に保全すべく、生産緑地地区を変更します。

2 その他案件

説明区分	議題 番号	件名	内 容
No. 6	1398	生 産 緑 地 法 第10条の2第3項に基づく 特 定 生 産 緑 地 の 指 定	既に生産緑地地区として指定されている 区域のうち、その保全を確実に行うことが 良好な都市環境の形成を図る上で特に有効 であると認められるものを特定生産緑地と して指定することについて、生産緑地法第 10条の2第3項の規定に基づき、横浜市都 市計画審議会の意見を伺います。
No. 7	1364	「都市計画マスタープランの改定」、 「都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針等の改定」 及び「第8回線引き全市見直し」 の基本的考え方について	第163回横浜市都市計画審議会において諮問を受けた内容について、都市計画マスタープラン改定等検討小委員会を設置し、検討結果を踏まえて答申します。

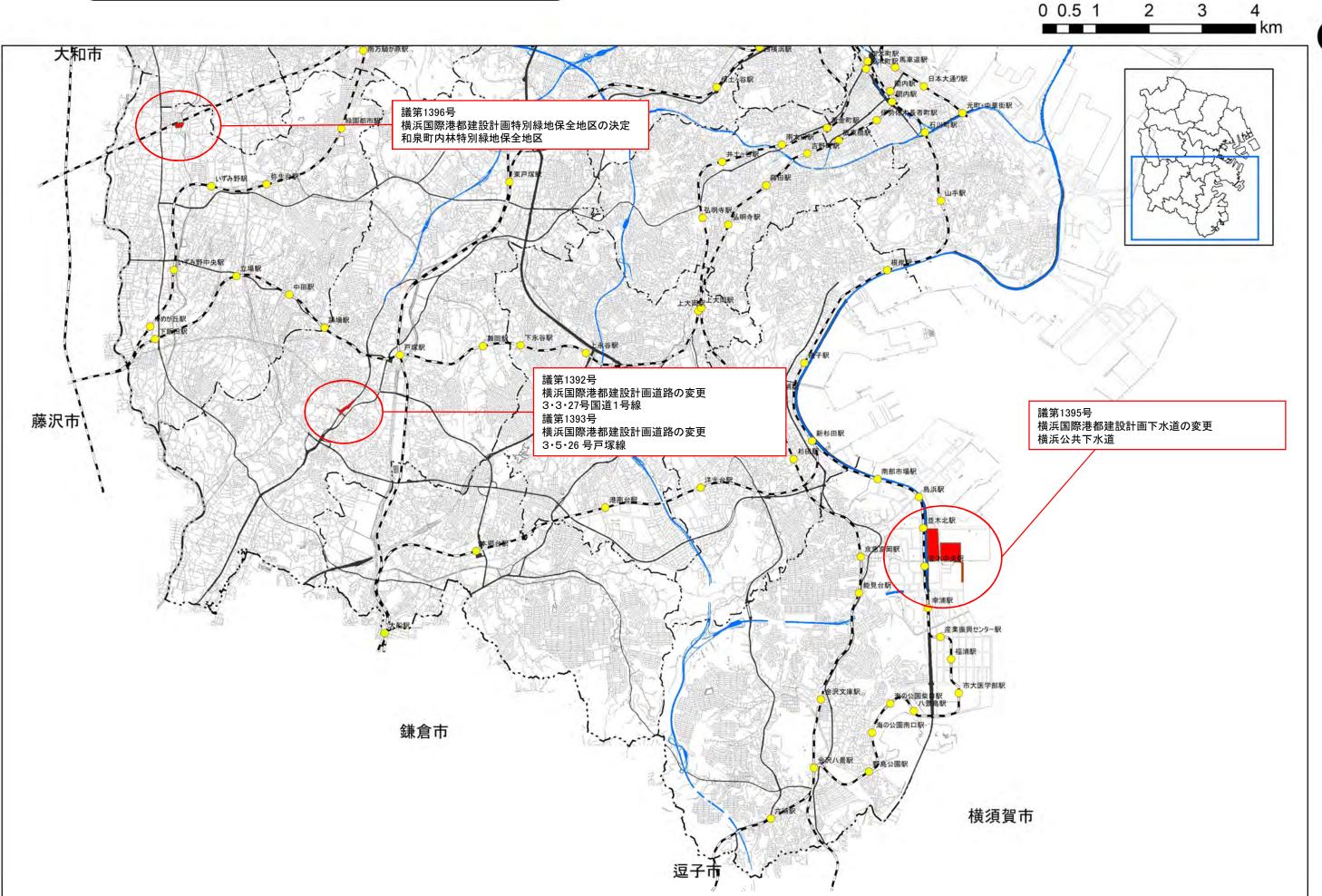
横浜市位置図(北部)







横浜市位置図(南部)





No.1 道路の変更に関する案件概要

議第1392号 横浜国際港都建設計画道路の変更

)3Z '5	世界国际危部建設計画								
種	彳	5称		位置	1	区域				構造	
別	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差 の構造	備考
幹線街路	3·3 ·27	国 号線 1	鶴尻丁(市見手目川界)	戸東町 (市)	鶴下一下五東中 神入目桐 西高目浜 保区保町権丁 戸平柏戸原見末丁末丁寺台 奈江 畑 区島 松 土 土 太目 塚戸尾塚宿区吉目吉目尾 川一 一 町 ケ ケ 坂 区町町町町区吉目吉目尾 区丁 丁 谷 谷 二	約 29,030m	地表式	4 線	27m	JR横領線と立体交差3箇所 JR横領線と立体交差2箇所 JR横領線と立体交差2箇所 JR横海線と立体交差2箇所 JR東海道路路上の立とを変差2箇所 JR東海路域本い21年を全交を全方を全方では、1年ので変数のです。1年のでででは、1年のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	路線の 幅員 15~55m
	車線の	数の内訳	4 車線 6 車線			約 18,330m 約	30m				
						10,700m					
	その他		地下1階 15m、延	皆において 長約 440m	約 10,000m ² の道路を設	の横浜駅頭 ける。	0m こおいて約 12,800m ² の横浜駅東口駅前広場、駅東口第二駅前広場、地下1階第二駅前広場に連絡するための幅員 500m ² の駅前広場を設ける。				

(内容)

3・3・27 号国道1号線は、鶴見区尻手二丁目(川崎市界)を起点とし、戸塚区東俣野町(藤沢市界)を終点とする延長約29,030メートル、幅員27メートル、4車線の幹線街路です。

本路線のうち、横浜新道終点部から藤沢バイパス出口交差点部においては、信号交差点が連坦することや交差道路からの流入交通量が多いことなどにより渋滞が発生している状況であり、これまで矢沢交差点や原宿交差点の立体化により対策を行ってきました。しかし、依然として上り・下り方向ともに交通が集中し速度低下が発生している状況です。

このうち、戸塚警察署交差点においては、本路線と市道が平面で交差しており、歩行者と自動 車が錯綜する事故が多く、交通面・安全面の観点を踏まえた対策が必要です。

当該交差点は、平成 24 年度に首都圏渋滞ボトルネック対策協議会において主要渋滞箇所に特定され、渋滞対策について検討を進めた結果、平成 27 年度に神奈川県渋滞ボトルネック検討 WG (ワーキンググループ) にて対策案の方向性として立体化が示されました。

この度、詳細な調査や関係機関との協議を経て、当該箇所において交差点形状を立体構造とすることとし、渋滞軽減と安全性の向上を図ることから、本路線の区域を変更します。

No.1 道路の変更に関する案件概要

議第1393号 横浜国際港都建設計画道路の変更

種	名	称	位	Ž į	置	区域			構	造	備考
別	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3 · 5 · 26	戸塚線	戸塚区 戸塚町	戸塚区戸塚町		約 100m	地表式	2車線	19m	幹線街路国道1号線と 立体交差 幹線街路と平面交差 2箇所	

(内容)

戸塚区戸塚町に位置する戸塚警察署交差点においては、3・3・27 号国道1号線と市道が平面で交差しており、歩行者と自動車が錯綜する事故が多く、交通面・安全面の観点を踏まえた対策が必要です。

当該交差点は、平成 24 年度に首都圏渋滞ボトルネック対策協議会において主要渋滞箇所に特定され、渋滞対策について検討を進めた結果、平成 27 年度に神奈川県渋滞ボトルネック検討 WG (ワーキンググループ) にて対策案の方向性として立体化が示されました。

この度、詳細な調査や関係機関との協議を経て、当該箇所において国道1号線の交差点形状を立体構造とすることとなりました。

この交差点形状の変更により、国道1号線と3・4・7号柏尾戸塚線を連絡する街路として3・5・26号戸塚線を新たに追加し、渋滞軽減と安全性の向上及び周辺交通の円滑化を図ります。

No.2 都市高速鉄道の変更に関する案件概要

議第1394号 横浜国際港都建設計画都市高速鉄道の変更

4	名 称		位 置		区域		構造	
番号	路 線 名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	地表式の区間にお ける幹線は野等と の交差の構造	備考
	相模	保土ケ谷区	保土ケ谷区	保土ケ谷区	約1,940m			線路線数2
	鉄道	西久保町	星归门	星川一丁目				一部4
	本線							
								連続位体
								交差事業
	内訳	保土ケ谷区	保土ケ谷区		約1,460m	計式		
		岩間町	星川三丁目					
					約480m	地表式	自動車専用道路と	
							立体交差 1箇所	
		なお、保土ケ谷	区天王町地内に	天王町駅を、保土	ケ谷区星川一丁	目地内に星	川駅を設ける。	

(内容)

相模鉄道本線における連続立体交差事業は、令和4年3月に事業が完了しており、天王町駅については、早期事業完了のため、平成28年度時点で取得済であった用地でホームを整備しました。

現在のホーム形状においても、バリアフリー基準や土木施設実施基準(鉄道施設の基準)を満たしていること、また令和3年5月の改札口の新設により駅利用者の動線が分散したことなどから、現状のホーム形状に合わせて区域を変更します。

No.3 下水道の変更に関する案件概要

議第1395号 横浜国際港都建設計画下水道の変更

内 訳	位置	備考		
金沢水再生センター	金沢区幸浦一丁目	約 245, 400m²		

(内容)

金沢水再生センターは、昭和41年に都市計画決定され、平成7年に汚泥焼却灰の有効利用の施設 用地として、区域を拡張しています。

この度、経済性や近年の脱炭素化に向けた下水道事業の在り方の観点から、汚泥の有効利用手法の見直しを行い、当該施設用地が不要となったため、都市計画に定める金沢水再生センターの区域を変更します。

No.4 特別緑地保全地区の決定に関する案件概要

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」(計画期間:2006-2025年度)に基づき、平成30年11 月に策定した「横浜みどりアップ計画」(計画期間:2019-2023年度)における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。

議第1396号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面積	備考
和泉町内林特別緑地保全地区	約 1.3ha	

(内容)

和泉町内林特別緑地保全地区は、泉区北部、相鉄いずみ野線いずみ野駅の北西約 1.2 キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の 10 大拠点の上飯田・和泉・中田周辺地 区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や公園整備な どにより、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン泉区プラン」において、まとまりのある良好な緑地について、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度により保全を進めるとしています。

ついては、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第 1397 号 横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更

	新	l l	増減
面積	約 258.1ha	約 269.8ha	△約 11.7ha
箇所数	1, 501	1, 559	△ 58

(△は減少を表す)

【今回の変更内容】

		指定の基準	箇所数	面積 (約 ha)
追	加	市街化区域内の緑地機能の補完の観点から必要なもの	4	0.38
拡	大	既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農 地の区域の形成が図られるもの	2	0.08

	変更の理由	箇所数	面積 (約 ha)
	生産緑地地区に指定されてから30年を経過する日以後、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	62	△7.47
廃 止縮 小	農林漁業の主たる従事者の死亡等により、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	25	△4.49
	区域の一部、又は全部が公共施設の用に供されたと認められるもの	3	\triangle 0.22

(内容)

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として指定するものであり、 横浜市では、平成4年に生産緑地地区を都市計画決定しました。

以後、横浜市生産緑地地区指定要領等に基づき、追加、拡大、廃止及び縮小等の変更を行っており、今回の変更により、箇所数は1,501箇所、面積は約258.1haとなります。

議第 1398 号 生産緑地法第 10 条の 2 第 3 項に基づく特定生産緑地の指定について

(内容)

特定生産緑地は、生産緑地指定から30年経過が近づいた農地等について、その周辺の地 域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当 該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上 で特に有効であると認められるものを市町村が特定生産緑地として指定し、買取りの申出 をすることができる指定期限を10年間延長することができる制度です。

横浜市特定生産緑地指定要領に基づき特定生産緑地を指定するにあたり、都市計画審議 会において意見を伺います。

No.7 「都市計画マスタープランの改定」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 等の改定」及び「第8回線引き全市見直し」の基本的考え方について

議第1364号 「都市計画マスタープランの改定」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等 の改定」及び「第8回線引き全市見直し」の基本的考え方について

第 163 回横浜市都市計画審議会(令和4年6月22日開催)にて諮問した「都市計画マスタープランの改定」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」及び「第8回線引き全市見直し」の基本的考え方について、都市計画マスタープラン改定等検討小委員会を設置し、計6回の検討を行いました。

<都市計画マスタープラン改定等検討小委員会の検討内容>

	開催年月日	検討内容
第1回	令和4年7月14日	現行プランの振り返り 等
第2回	令和4年9月2日	第1回小委員会の振り返り、都市づくりのテーマと方針 等
第3回	令和5年1月20日	第2回小委員会の振り返り、都市づくりのテーマと方針 等
第4回	令和5年4月18日	都市像の実現にあたって、目指すべき横浜の都市像、 整開保等の改定、線引き見直しの考え方 等
第5回	令和5年9月1日	基本的考え方(原案)等
第6回	令和5年10月27日	基本的考え方(案)等

以上の検討の結果、基本的考え方(案)がまとまりましたので、横浜市都市計画審議会において審議し、答申します。